

全日本私立幼稚園連合会 法人化に関する資料



令和7年3月5日(水)
団体長会・理事会合同会議

全日本私立幼稚園連合会

法人化を選択し、組織改革を進める場合の積極的理由

○法人化を選択するにあたり、どのような法人とするかについて、本委員会としては『一般社団法人』を選択することとした。

また、詳細には、その一般社団法人にも2種類ある。

① 非営利型一般社団法人

(収益事業に対してのみ法人税がかかる社団であり、一定の要件を満たす必要がある)

② 普通型一般社団法人

(全ての収入に対して法人税がかかる社団であり、株式会社同様のもの)

結論として、**法人化にあたっては、『非営利型一般社団法人』を選択し、組織改革を進めていきたい。**

主な理由としては、

- 1) 事業において、行政の制約を受けず、より自由度が高く、法人税関連及びロビー活動についても同様である。
- 2) 法人化に必要な定款が整えば、任意団体から一般社団法人となることは、比較的短期間に、容易にできる。
- 3) 任意団体からの一般社団法人化なので、公益目的支出計画の作成及び実施の必要はない。

○以上、これまでの法人化に関する専門家との勉強会や質疑応答の結果を踏まえると、

- 1) 現状に近い組織運営の在り方を一定程度担保しつつ、更なるガバナンス強化のための土台とすることが可能である。
- 2) 不祥事以降の全日本私立幼稚園連合会への対内外からの信頼回復を加速するための足掛かりとなり得る。
- 3) 法人化した組織の窓口を経由し、日々変化する幼稚園・こども園を取り巻く国の動きや環境に迅速に柔軟に対応すべく、決断し、即行動可能な組織を目指すこと

以上の点を達成目標とした場合、法人化を選択し、組織改革を進めていくことは十分に可能であると判断し、それをもって法人化することへの積極的な理由としたい。

なお、公益社団法人格については、申請の手続き上、一旦、一般社団法人を経由しなければならないことを付け加える。

全日本私立幼稚園連合会が一般社団法人化する際に必要な手続き

1. 代行依頼先に申請業務契約締結

○一般社団法人申請業務の委託内容

- ・定款作成
- ・定款認証
- ・設立登記

○契約期間

- ・代行依頼先と協議の上、開始時期を決定し、申請資料提出時までの間とする

○契約金額

- ・申請、認可時に 10 万円前後の経費が必要。
その他の依頼先への支払い分（契約金）については、別途協議の上、決定。

2. タイムスケジュール

- 作業のおおまかなタイムスケジュール等は、依頼先との協議の上、決定となるが、参考までに、「法人化に向けたロードマップ」を添付。

3. 会議の開催

○理事会

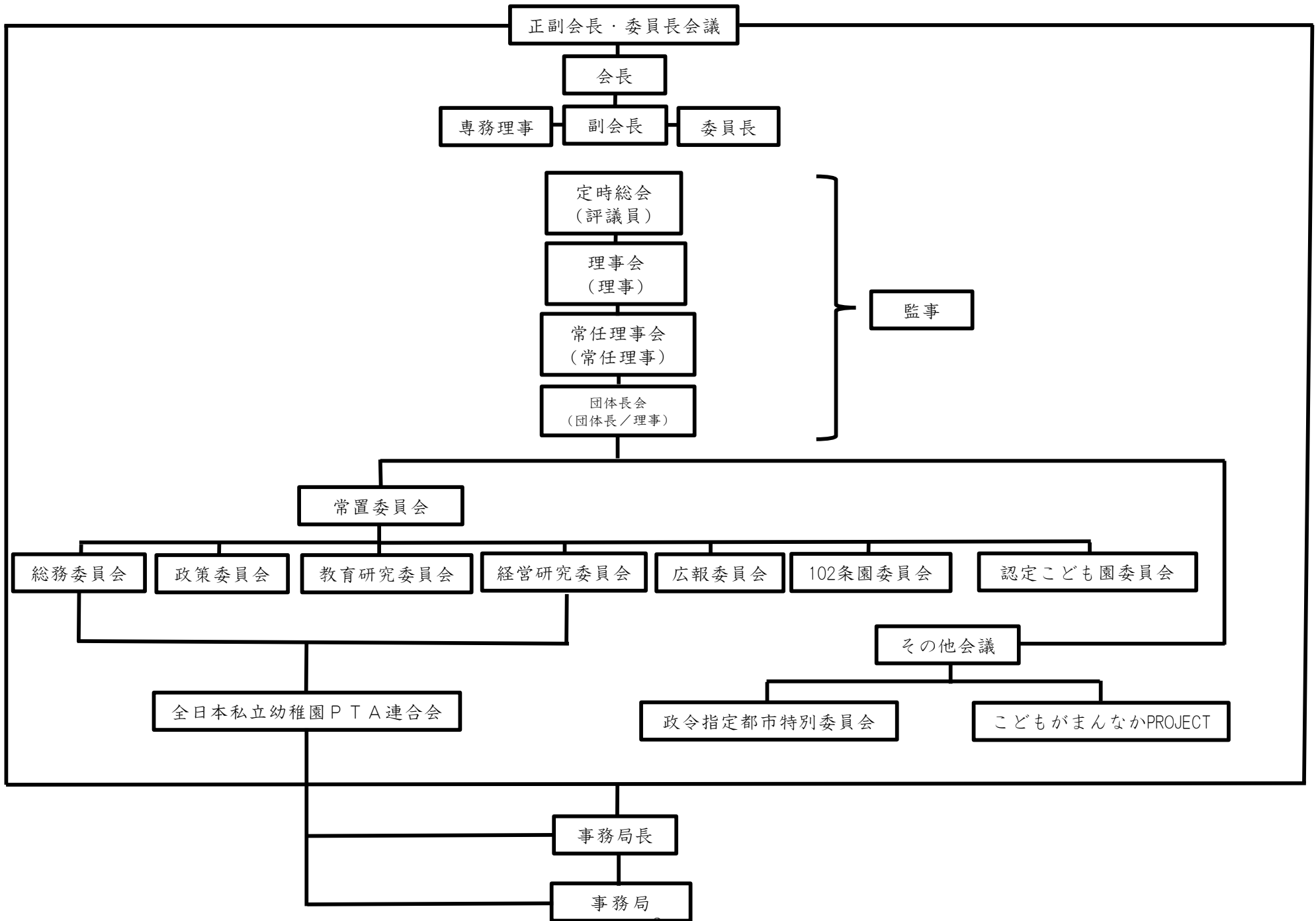
【関係議題】

- ・一般社団法人化に向けた定款案について
- ・一般社団法人化に向けた定款施行細則案について
- ・一般社団法人化後の役員選任に関する覚書について
- ・一般社団法人化に向けた諸規程の改正について

○通常総会

- ・一般社団法人化に向けた定款議決の件
- ・一般社団法人化に向けた定款施行細則議決の件

全日本私立幼稚園連合会 組織図 現在



※法人化が承認された場合、新組織案を検討し、提示いたします。

●現行の組織表(地区ならびに地域)

都道府県名	加盟園数	団体長	常任理事	理事	評議員※	地区長	副会長・監事
北海道	514	1	1	2	10	1	1
青 森	89	1		1	2		1
岩 手	73	1		1	2		
宮 城	178	1		1	3		
秋 田	59	1		1	2		
山 形	80	1	1	1	2	1	1
福 島	128	1	1	1	2		
東 京	781	1	2	3	15	1	1
神奈川	570	1	1	2	11	1	1
埼 玉	515	1	1	2	10		
茨 城	186	1		1	3		
栃 木	187	1		1	3		
群 馬	115	1	1	1	2		
千 葉	335	1	1	1	6		
新 潟	104	1		1	2	1	1
山 梨	55	1	1	1	2		
愛 知	405	1	1	2	8		
富 山	47	1	1	1	2		
石 川	57	1		1	2		
福 井	30	1		1	2	1	
長 野	99	1		1	2		
岐 阜	95	1		1	2		
静 岡	229	1	1	1	4		
三 重	61	1		1	2		
大 阪	416	1	1	2	8	1	
滋 賀	17	1		1	2		
京 都	147	1	1	1	2	1	1
兵 庫	228	1		1	4		
奈 良	42	1		1	2		
和歌山	31	1		1	2		
鳥 取	27	1		1	2		
島 根	9	1		1	2		
岡 山	34	1		1	2		
広 島	198	1		1	3		
山 口	119	1	1	1	2	1	
徳 島	11	1	1	1	2	1	1
香 川	36	1		1	2		
愛 媛	91	1		1	2		
高 知	26	1		1	2		
福 岡	430	1	1	2	9		
佐 賀	88	1		1	2		
長 崎	108	1	1	1	2		
熊 本	103	1		1	2		
大 分	63	1		1	2		
宮 崎	102	1	1	1	2	1	
鹿児島	146	1		1	2		
沖 縄	25	1		1	2		
合 計	7,489	47	20	55	163	11	8

※理事は評議員を兼ねる

一般社団法人(案)

都道府県名	加盟園数	社員（団体）	社員（個人）	地区別加盟園数	地区長	副地区長	監事
北海道	514	1	7	514	1		A
青 森	89	1	2	607	1	1	A
岩 手	73	1	1				
宮 城	178	1	3				
秋 田	59	1	1				
山 形	80	1	2				
福 島	128	1	2				
埼 玉	515	1	7	515	1		B
東 京	781	1	11	781	1		B
神奈川	570	1	8	570	1		B
茨 城	186	1	3	982	1	1	B
栃 木	187	1	3				
群 馬	115	1	2				
千 葉	335	1	5				
新 潟	104	1	2				
山 梨	55	1	1				
愛 知	405	1	6	405	1		A
富 山	47	1	1	618	1	1	A
石 川	57	1	1				
福 井	30	1	1				
長 野	99	1	2				
岐 阜	95	1	2				
静 岡	229	1	4				
三 重	61	1	1				
大 阪	416	1	6	416	1		C
滋 賀	17	1	1	465	1		C
京 都	147	1	2				
兵 庫	228	1	4				
奈 良	42	1	1				
和歌山	31	1	1				
鳥 取	27	1	1	387	1		C
島 根	9	1	1				
岡 山	34	1	1				
広 島	198	1	3				
山 口	119	1	2				
徳 島	11	1	1	164	1		C
香 川	36	1	1				
愛 媛	91	1	2				
高 知	26	1	1				
福 岡	430	1	6	430	1		C
佐 賀	88	1	2	635	1	1	C
長 崎	108	1	2				
熊 本	103	1	2				
大 分	63	1	1				
宮 崎	102	1	2				
鹿児島	146	1	2				
沖 縄	25	1	1				
合 計	7,489	47	124	7,489	14	4	A+B+C=3

全日本私立幼稚園連合会 法人化（案）新旧対照表

令和 7 年 2 月 6 日現在

法人化（案）	現 行
① 都道府県私立幼稚園 47 団体を社員とし、団体長が社員総会において 1 票の可決権を持つ。 また、都道府県ごとの加盟園数を全加盟園数の 100 で除した数（小数点以下切り上げ）の個人社員を推薦する。	① 都道府県私立幼稚園団体（以下「団体」という）をもって組織する。団体が所属すると認める私立幼稚園等は、本会の会員とする。評議員は 200 名以内置き、会員の中から団体において選任する。また、評議員は総会の構成員とし、その所管事項を決定する。 （参考：会則第 5 条第 1 項、第 2 項、会則第 14 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）
② 社員総会は団体社員 47 票と個人社員 124 票と正副会長候補 7 票で構成し、決算・理事人事・定款変更等の重要事項を審議する。	② 総会は、評議員をもって構成する。会則で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算・事業報告及び収支決算・その他本会の運営に関する重要な事項を議決する。 （参考：会則第 17 条第 1 項、第 4 項）
③ 正副会長候補及び団体長は社員総会において理事として承認される。	③ 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。理事は、評議員の中から団体において選任する。 （参考：会則第 9 条第 1 項、第 2 項）
④ 理事会は人事、予算、事業執行計画等、団体の運営について協議・審議する。	④ 理事会は、会務執行上必要な事項を議決する。 （参考：会則第 18 条第 1 項）
⑤ 理事会は理事長（会長）、執行理事（副会長）を選任する。	⑤

⑥ 会長は社員の中から委員長を指名し、業務執行に当たらせる。 ⑦ 正副会長は業務執行について正副地区長と協議し、正副地区長は地区内理事の意見を調整する。 ○地区長会は、団体運営上の重要な議案について協議する。 ⑧ 社員（団体）は各団体の加盟園数および園児数に応じた会費を都道府県団体を経て、全日に納付する。 ⑨ 社員（個人）、社員（正副会長）は会費支払の義務を持たない。	⑥ 委員会の委員長は、評議員の中から常任理事会において選任する。 （参考：会則第 21 条第 4 項） ⑦ ⑧ 会員の会費は、〔園割会費〕＋〔園児割会費〕×〔当年度 5 月 1 日現在の都道府県私立幼稚園団体報告による園児数〕をもって算出する。 （参考：会則施行細則第 11 条第 1 項） ⑨
--	---

※上記加盟園数は、令和 5 年 10 月 1 日現在。

全日本私立幼稚園連合会組織改革及び法人化変更点比較表

【概要版】

	現行	令和6年度新提案（組織改革＋法人化）
会員	都道府県団体をもって組織し、都道府県団体に所属すると認める園を会員とする。	都道府県団体をもって組織し、都道府県団体に所属すると認める園を会員とする。
社員	位置づけなし【現行の「評議員」に類似】	都道府県私幼 47 団体を「社員（団体）」とする。47 名 都道府県毎に加盟園の 100 で割った数を小数点以下切り上げた数を推薦し「社員（個人）」とする。124 名程度 正副会長候補を「社員（正副会長）」7 名
会費	園数・園児数に応じた金額を、都道府県団体を経て納入	「社員（団体）」は、各団体の加盟園数及び園児数に応じた金額を、都道府県団体を経て納入する。 「社員（個人）」「社員（正副会長）」は会費支払いの義務を持たない。
正副会長	会員の中から、総会で選任	会員の中から、正副会長候補者をあげて、社員総会で理事の選任を受け、その後理事会で選任する。
理事	都道府県団体加盟園 200 園毎に 1 名選出（中に団体長含む） 評議員の中から都道府県団体で選任	社員総会において「社員（団体）」「社員（正副会長）」を選任する。
常任理事	ドント方式を用いた定数により地域を定め、各地域の理事の中から選任	位置づけなし
監事	評議員の中から総会で選任	会員の中から社員総会で選任する。
評議員	都道府県団体加盟園 100 園まで 2 名、以降 50 園毎に 1 名選出（中に団体長を含む） 会員の中から都道府県団体で選任	位置づけなし【「社員（個人）」に類似】
委員長	評議員の中から常任理事会で選任	社員の中から理事会で選任する。

	現行	令和6年度新提案（組織改革＋法人化）
社員総会 （総会）	評議員をもって構成	「社員（団体）」「社員（個人）」「社員（正副会長）」をもって構成する。
理事会	正副会長、専務理事、理事、委員長で構成	「社員（団体）」「社員（正副会長）」で構成する。
団体長会	団体長で構成	位置づけなし
常任理事会	正副会長、専務理事、常任理事、委員長で構成	位置づけなし
地区長会	<u>正副会長、正副地区長、常任理事で必要に応じて構成</u>	正副会長、正副地区長で構成
代理出席 （議決権含む）	総会：可、理事会：可、団体長会：可	総会：不可、理事会：不可

全日本私立幼稚園連合会 法人化に向けたロードマップ

2025/2/13

11月の常任理事会、12月の団体長会・理事会合同会議を開催し、法人化に伴う組織改革案について総務委員会から説明・提案を行い、出席者から意見を募った。会議終了後、総務委員会を開催し、頂いた意見を反映すべく、委員会内にて協議・修正を行った。
今後は、この組織改革案を令和7年2月に開催される常任理事会、3月に開催予定の団体長会・理事会合同会議に提出し、一般社団法人化を目指すことをご承認をいただき、その後、速やかに定款作成等に移り、令和7年5月28日の定時総会において令和8年度に全日私幼連が一般社団法人として活動することをご承認いただくことを目指すこととする。

		R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月26日	R6.12月10日	R7.2月13日	R7.3月5日	R7.4月23日	R7.5月8日	R7.5月28日	R8.5月
諸会議の運営		第2回 総務委員会	第3回 第4回 総務委員会	第5回 総務委員会	・正副会長会 ・団体長会	常任理事会	団体長会・理事 会合同会議	常任理事会	団体長会・理事 会合同会議	常任理事会	団体長会・理事 会合同会議	定時総会	定時総会 理事会
議題		検討	検討	たたき	協議	協議	協議	審議	審議	審議	審議	承認	法人化
法人化	機関設計	・意思決定機関の検討 →総会>理事会>常任理事会>団体長会>地区長会>委員会>その他会議											
	定款作成	①目的 ②名称 ③事務局の所在地 ④設立時社員の氏名又は名称及び住所 ⑤社員の資格の得喪に関する規定 ⑥公告方法 ⑦事業年度											
	定款認証												
	設立登記	新理事発足後 2週間以内に 登記手続き											
組織改革	人事	選出方法の見直し ・会長・副会長・専務理事・常任理事・理事/評議員・地区長・委員会委員等											
	規程	・会則・会則施行細則 ・旅費規程・慶弔規程・総会議事規則・永年勤続表彰推薦規定											
	機構との 関係性	・システムに対する各団体の棲み分け											

- 主な検討内容
- ・法人化に必要な手続き、定款等の整備
 - ・組織改革案(人事選出方法の再検討、規程の見直し、機構との関係性)

※必要に応じて適宜専門家をお招きし指導を仰ぐ